

Shenzhen, China
Rooms 1210-11
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen
Tel: +86 755 8268 4480
Fax: +86 755 8268 4481

Shanghai, China
Room 603, Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road
Xuhui District, Shanghai
Tel: +86 21 6439 4114
Fax: +86 21 6439 4414

Beijing, China
Room 408A
Interchina Commercial Building
No.33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing
Tel: +86 10 6210 1890
Fax: +86 10 6210 1882

Taiwan
Room 303, 3/F., 142
Section 4, Chung Hsiao
East Road, Daan District
Taipei, Taiwan
Tel: +886 2 2711 1324
Fax: +886 2 2711 1334

Singapore
36B, Boat Quay
Singapore 049825
Tel: +65 438 0116
Fax: +65 6438 0189

アフリカ知的財産機関（OAPI）の商標登録の手續と費用

1、 アフリカ知的財産機関の商標登録料金

手續	料金 (USD)
商標調査	
1 区分目	805
2 区分目以降、区分一つ増す毎に	215
(1) 調査依頼は強制的ではありません。 (2) 商標調査の範囲はアフリカ知的財産機関特許庁のデータベースの限りです。 (3) 類似商標の有無を教え、商標登録の可能性の可否を判断し、アドバイスをくれます。商標調査約15日かかります。	
願書作成	
3 区分まで（白黒商標）	2,600
3 区分まで（色商標）	2,760
4 区分目以降、区分一つ増す毎に	660
(1) 上記の料金は手数料と特許庁に支払う費用を含んでいます。 (2) 上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務20個までの基本料金です。指定商品／指定役務が21個以上になると、一個毎にUSD10追加します。 (3) 商品と役務を同じ願書で申し込むことはできない。すなわち、一つの願書で商品を申込み、別の願書で役務を申し込む必要があります。	
登録証受領	
毎申込み	240

備考：

- (1) 御社の商標登録が拒絶／却下されば、不服審判請求の料金は別途で、ご相談いただきます。
- (2) 上記の料金は郵送費含んでいません。

- (3) OAPI での登録は、現在、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ共和国、チャド、コモロ、コンゴ共和国、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、コートジボワール、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴに保護を与えます。特定の国を指定する必要（または可能性）がありません。

2、 アフリカ知的財産機関の商標登録の費用／料金の例

例一：商標一つ区分一つ

御社が、「n BEAUTY」という商標を第25類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査：USD 805

願書作成：USD 2,600

登録証受領：USD 240

合計：USD 3,645

例二：商標一つ区分四つ

御社が、「n BEAUTY」という商標を第7類（機械及び工作機械；原動機等）、第25類（洋服や着物靴、ベルト等）、第26類（リボン・テープ・ボタン・髪飾り・造花・つけひげ等）と第27類（じゅうたん、ラグ、マット等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査：760 + 200 = USD 960

願書作成：1,930 = USD 1,930

登録証受領：USD 200

合計：USD 3,090

例三：商標二つ区分一つ

御社が、「n BEAUTY」と「n NICY」という二つの商標を第25類（洋服や着物靴、ベルト等）に登録するつもりで、弊社にご依頼いただいた場合にかかる料金は下記のとおりです：

商標調査：760 + 760 = USD 1,520

願書作成：1,930 + 1,930 = USD 3,860

登録証受領：200 + 200 = USD 400

合計：USD 5,780

備考：上記の三つの例は出願が拒絶／却下されない場合の仮定です。不服審判請求の料金は別途で、ご相談ください。例の料金は郵送費含んでいません。

しかも、上記の料金は区分毎に指定商品／指定役務20個までの基本料金です。指定商品／指定役務が21個以上になると、一個毎にUSD10追加します。

3、 アフリカ知的財産機関の商標登録出願の書類

- (1) サインした委任状。
- (2) 商標出願の願書（弊社提出）。
- (3) 登録する商標の文字／画像（jpg ファイル）。
- (4) 商業／法人登記事項証明書謄本、履歴事項全部証明書、と身分証明書（出願人の名前と住所を表す証明）。
- (5) 優先権証明書（優先権を主張すれば、料金を別途で追加します。）

4、 アフリカ知的財産機関の商標登録の流れ

- (1) 正確に記入した弊社の商標登録願書をメールあるいはファクスでお送りいたします。
- (2) 弊社は出願人の商標と区分数の希望などを了解し、アドバイスをくれ、お見積書を作成いたします。
- (3) お見積書をご同意いただき、正式なご依頼になります。商標調査の依頼がある場合、弊社は類似商標の登録記録を調査します。調査は約15日かかります。
- (4) 公式報告は類似商標の記録がなくて、登録の可能性が高ければ、出願人が確認をいただき、商標登録の手續を進みます。弊社は願書を作成し、当国の特許庁に提出します。
- (5) 特許庁は審査します。同一又は類似な商品又は役務に同一又は類似商標の有無、「商標法」について、所定の要件を満たすご商標かどうかなどを検討します。登録要件を満たしていないと、審査官は拒絶します。
- (6) 拒絶／却下されない場合は、商標掲載公報に六ヶ月掲載される。
- (7) 第三者の登録異議申立ない場合は、商標権は有効に存続します。弊社は当国の特許庁に登録証を受領し、資料と内容を再びご確認いたします。登録証をお送りいたします。

5、 アフリカ知的財産機関の商標登録のかかる時間

願書を提出から登録証を受領までは9～12ヶ月かかります。

6、 お支払い方法と期限

弊社は手續の勘定書を一つずつお送りいたします。
ご入金いただいてから、手續きを進みます。

支払い方法：小切手、現金、ペイパル（PayPal）、電信送金。

7、 返金について

手續きが始めれば、返金できません。ご理解いただきます。

例えば：商標調査の結果は類似商標の登録記録があれば、拒絶／却下される可能性が高くて、商標登録をやめることになると、商標調査の料金は返金できません。商標登録が提出してから、特許庁に拒絶／却下される又は第三者の登録異議申立があれば、願書作成の料金も返金できません。

もし、最初から三つの手續の料金を全てご入金になり、商標調査をしてから登録をやめることになったら、願書作成と登録証受領の料金が返金できます。

上記の価格は予告なく変更になる場合がございますのでご了承ください。なお、最新価格につきましては弊社にメールでご請求ください。更新日：2016/10/12